

医療・介護従事者のみなさまへ

主に新型コロナウイルス関連情報の掲示板です。



4/16 緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に

感染予防のための自粛生活・感染予防を市民に呼びかけ、医療介護従事者と市民も一丸となって臨みましょう。

さらに、感染予防対策を職員間・利用者・家族に周知徹底しましょう。業務においても、商店街・スーパーでの買い物でも、不要な密はさけて生活しましょう。医療介護関係者が、感染の媒介にならないよう、できる限りの対策に努めましょう。

大阪市中央区でも近隣区でも陽性者が、増えています。

病院は原則面会禁止です。入退院支援・連携する際は、十分地域連携担当者と連絡をとって最低限の関係者接触で対応しましょう。

(各病院 HP を)

訪問看護師他から

- ・利用者の発熱で、病院の予定入院先が変更などコロナ陽性を予測して、訪問 Ns の自宅待機など対応したが陰性で通常に
- ・PCR 検査体制拡充の声多し。地域の医師が担う案検討を耳にするが、防護服・特殊マスクなど万全の体制で医師の命も守ってほしい
- ・利用者に応じた使い捨てマスクの使用を工夫、(コーヒーペーパーフィルターなど) 布マスクも作成→近く区より訪問看護に配布
- ・感染関連で福祉用具引き上げがあった
- ・使い捨てガウン、以前より準備しています。

○4/14 十三市民病院が新型コロナ専門病院に！結核病棟患者は刀根山病院へ

○感染の疑いがある人(37.5°C以上の発熱・倦怠感・続く咳・味覚異常など)が出た時の対処など、しっかり準備・機敏に実施し、各事業所の職員と利用者を守りましょう。2枚目を参照(介護保険情報 No808 の中から抜粋)

＜相談室 HP お知らせ・トピックス欄から閲覧可＞

○入院先に苦慮することが出ています。在宅での感染予防を行いながらのしっかりしたケアの継続が求められる局面になっています。
今こそ、在宅医療とケアの真価を発揮する時です。共助で乗り切りつつ、公助も求めていきましょう！

＜中央区在宅医療・介護連携相談支援室＞ 5人体制になりました。担当変更することあり

月：田中 火：AM上杉 PM 榮木 水：堤端 木：榮木 金：上杉・山内・榮木



ホームページ：連携シートのダウンロードなどご活用ください。

中央区在宅医療・介護連携相談支援室または大阪市中央区南医師会で検索を

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

	定義	(1)情報共有 ・報告等	(2)消毒 ・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告	・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う	・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供	・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う）	・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続いている者又は強いだるさや息苦しさがある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	・利用者等に発生した場合、「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告	・保健所の指示がある場合は指示に従う	・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 ・特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告	・「相談センター」に電話連絡し、指示を受ける	
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触	-	-	-	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う	・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触	-	-	-	・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応	・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

1. 感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備
(2)職員の取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	<p>(基本的な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応